

家畜保健衛生所情報

令和3年11月15日

鹿児島県で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生！

11月13日および15日に、鹿児島県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました（今シーズン国内2例目および3例目）。

■農場の概要

	所在地	飼養状況
国内2例目	鹿児島県出水市	採卵鶏（約3.9万羽）
国内3例目	鹿児島県出水市	採卵鶏（約1.1万羽）

■対応

- (1)当該農場で飼養されている家きんについて、疑似患畜として、処分する。
- (2)当該農場から半径3キロメートル以内の区域について移動制限の設定、半径3キロメートルから半径10キロメートル以内の区域について搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を実施する。

☆ 今年には北海道で死亡野鳥から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）、鹿児島県出水市でツルのねぐらの水から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が確認されています。今後、寒波の到来等により、渡り鳥を含む野鳥が国内を移動することが考えられることから、引き続き嚴重な警戒をお願いします。

家きんを飼養されている皆様におかれましては裏面の事項に注意し、飼養衛生管理基準の遵守による本病のウイルスの侵入防止対策、及び異常家きん発見時の早期通報をお願いします。

- 飼養家さんの健康観察を行い、異常鶏の有無の確認を徹底して下さい。
- 異常家さん発見時には家畜保健衛生所への早期通報をお願いします。
(下記写真参照)
- 鶏舎出入口での消毒を徹底して下さい。
- 野鳥の鶏舎等への侵入防止の為、防鳥ネットの再確認をして下さい。
- 鶏舎周囲へ消石灰を散布するなど、野生動物等の侵入防止に努めて下さい。
- 発生国の家さん農家等関連施設への訪問は、控えて下さい。

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去 21 日間の平均死亡率の 2 倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

鳥インフルエンザについての最新情報は、農林水産省と環境省のホームページ（下記アドレス）に掲載されていますので、ご確認ください。

<農林水産省 HP>

<環境省 HP>

<鹿児島県 HP>

農水省 HPAI

検索

環境省 HPAI

検索

鹿児島県 畜産

検索



本情報に関するお問い合わせ及び通報先は

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152